

利用許諾申請に関する Q&A

Q1

どうして利用許諾申請が必要なのですか？

A1

当協会では、技能検定の問題は、広くご利用いただきたいと考えています。ただ、反社会的勢力排除などのため、適正かつ厳正な利用を推進していきたいと考えています。したがって、ご面倒ですが利用申請のほどお願いいたします。なお、原則として無料でご利用いただけます。

Q2

どのような場合に利用許諾が必要となりますか？

A2

利用許諾申請が必要となる例は、次のとおりです。

(日本 FP 協会の個人会員及び法人賛助会員が、当協会の実施する試験問題を使用する場合を除きます。)

- ①企業内の勉強会で使用するために複製する。
- ②企業内の e ラーニングのコンテンツとして試験問題を利用する。
- ③ウェブ上に過去問題の解説をするために試験問題を掲載する。
- ④試験問題解説の書籍や過去問題集を出版する。
- ⑤受検のための教育機関において、練習問題として使用する。

また、次のような場合には、利用許諾申請は不要となります。

- ①自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために試験問題を複製する。
- ②視覚障害者等の利用に供するため、公表された試験問題を点字により複製したり、コンピュータに記録、または公衆送信する。

Q3

申請手続は、どのようにすればよいですか？

A3

利用許諾申請書をダウンロードし、利用許諾条件に同意していただき、必要事項をご記入の上、PDF に変換して所定のアドレスに電子メールにて送信してください。

弊会で審査の上、利用許諾番号を記載した許諾書をメール送信します。

電子メールの送信ができない場合は、返信用切手を貼付し宛名を記載した封筒を同封の上、ご郵送ください。

Q4

毎年申請する必要がありますか？

A4

1 年間の有効期間ですが 1 度申請していただければ原則として自動継続となります。ただし責任者が変わったり住所・連絡先が変わった場合など申請内容に大きな変更が生じたときには改めて利用申請をお願いいたします。

また、書籍出版の場合には改訂するごとに 1 部献本をお願いいたします。